

法人等の市民税更正(決定)通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市 区長 印

次のとおり更正(決定)しましたので、地方税法第321条の11第4項(同法第20条の9の3第3項)により通知します。

法人番号	事業年度		年 月 日から 年 月 日まで	
区 分	既申告(決定)額		更正又は決定額	差引増減額
法人税額	円		円	円
うち本市分法人税額				
法人税割税率	100		100	
法人税割税額	円		円	円
均 等 割				
合 計				
分割基準となる従業者数	総 数	人	人	人
	本市分			
均等割の税率区分に用いる事業者数				
更正(決定)の理由				
この更正(決定)に係る納期限	年 月 日		申告納付すべきであった納期限	年 月 日
<p>申告納付すべきであった納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から納付の日までの期間(地方税法第321条の12第3項に規定する期間を除きます。)の日数に応じ、年14.6パーセント(その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日現在の公定歩合に年4パーセントを加算した割合。ただし、年7.3パーセントを限度とする。))の割合で計算した延滞金を納めていただきます。ただし、延滞金を計算するに当たって、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>				

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。